

等級格付けの手引き

令和 8 ・ 9 年度入札参加資格
(令和 8 年 4 月 1 日定期認定分)

宮崎県 県土整備部 管理課

等級格付け ※格付け5業種を申請する方はお読みください

1 等級格付けの概要

(1) 格付け対象工事（5業種）

土木一式工事 / 建築一式工事 / 電気工事 / 管工事 / 舗装工事

※その他の業種については、入札参加資格の有無のみを審査し、点数や等級はつきません。

(2) 等級格付けの方法

◎ 総合数値と等級要件により決定します。

総合数値		+	等級要件
経営事項評価数値	技術等評価数値		

◎令和6・7年度入札参加資格定期認定では、下表のとおりランク付けされています。

今回も下記の点数でランク付けされるわけではありませんので御注意ください。

業者数にはR6.4.1時点（単位：点）

	土木一式	建築一式	電気	管	舗装
特A	1,346～ (50者)	1,072～ (35者)	—	—	—
A	1,022～1,345 (200者)	907～1,071 (80者)	926～ (60者)	880～ (80者)	1,212～ (45者)
B	826～1,021 (270者)	742～906 (140者)	711～925 (75者)	798～879 (85者)	979～1,211 (30者)
C	～825 (555者)	～741 (145者)	～710 (73者)	～797 (250者)	～978 (461者)

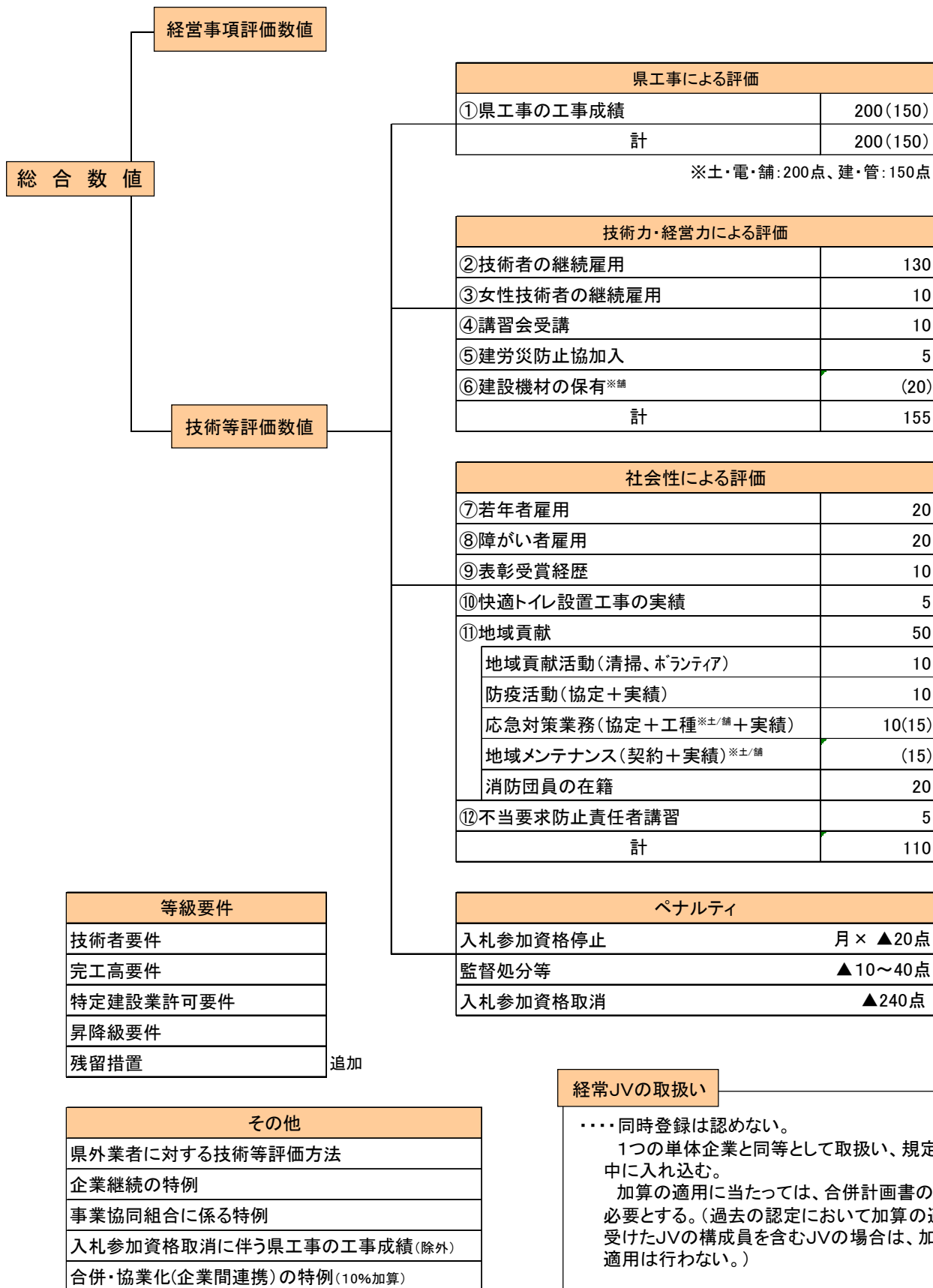
※ 技術者数等の等級要件を満たさない場合は、点数が高くても下位等級にランク付けされています。

◎ 格付業種ごとの発注標準額について

（単位：円・税込）

	土木一式	建築一式	電気	管	舗装
特A	8,000万以上	1億1,000万以上	—	—	—
A	8,000万未満 3,500万以上～	1億1,000万未満 4,500万以上～	1,400万以上	1,400万以上	1,400万以上
B	3,500万未満 1,500万以上～	4,500万未満 1,500万以上～	1,400万未満 500万以上～	1,400万未満 500万以上～	1,400万未満 500万以上～
C	1,500万未満	1,500万未満	500万未満	500万未満	500万未満

◎総合数値の体系



2 等級格付けに関する事項

(1) 経営事項評価数値

経営事項評価数値

決算期が次の各期間内にある総合評定値通知書（経審結果通知書）の総合評定値（＝P点）により算出します。

P点の対象期間 令和6年8月1日～令和7年7月31日

※ 決算期の変更等で期間内に2回以上の審査基準日がある場合は、対象期間内にある総合評定値のうち、最新のものを採用します。

※ 申請書の提出時点で、総合評定値通知書がない場合は、経営事項審査の申請書（宮崎県知事許可業者は受付印のあるものに限る）1枚目の写し（宮崎県知事許可以外の許可業者については受付印がなくても可）を提出してください。なお、令和8年2月28日までに総合評定値通知書を得ていない場合には、資格を認定しませんので御注意ください。

※ 法人の新設、合併時等の取扱いはお問合せください。

(2) 技術等評価数値

① 県工事による評価

県工事の工事成績

県工事の工事成績の平均から算出した「**成績点**」と、工事1件ごとに格付け基準（土木一式工事であれば特A、A、B、C）に応じた個別評点を合計した「**受注点**」との合計により評価します。

【対象工事】 工事成績点が付与されている下記発注工事

※成績点が付与される工事は、当初設計金額が250万円（税込）以上の工事です。

＜対象となる発注機関 ※これ以外の機関の工事は対象となりません＞

知事部局（本庁・出先機関）、企業局、病院局

教育委員会（本庁、出先機関・県立学校）

警察本部（本庁、警察署）、地方職員共済組合宮崎県支部

警察共済組合宮崎県支部、公立学校共済組合宮崎県支部

【対象期間】 次表のとおり

業 種	完了検査を受けた期間
土木一式／舗装	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年分）
建築一式／電気／管	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年分）

※令和7年度発注分からは、400万円（税込）以上の工事が対象となります。

具体的には、次の要領で加点点数を計算します。

ア. 県工事の工事成績点の平均から65を引いたものを「成績点」とする。

イ. 工事ごとの当初請負金額（税込）に応じた評点を合計したものを「受注点」とする。

○ 建設工事ごとの請負金額と評点の区分（R6・7年度の発注標準額で分類）

工事の種類 等級区分	土木一式	建築一式	電気・管	舗装	評点
特A	8,000万円以上	1億1千万円以上	—	—	10
A	8,000万円未満 3,000万円以上～	1億1千万円未満 4,000万円以上～	1,400万円以上	1,400万円以上	8
B	3,000万円未満 1,500万円以上～	4,000万円未満 1,500万円以上～	1,400万円未満 500万円以上～	1,400万円未満 400万円以上～	6
C	1,500万円未満	1,500万円未満	500万円未満	400万円未満	4

土木一式の場合の具体例

工 事 名	完了検査年月日	請負金額	等級	工事成績点	個別評点
県道〇号改良工事	R4.10.5	22,456	B	84.0	6
国道〇号〇工区	R5.3.25	17,500	B	81.0	6
〇〇△災害復旧工事	R6.2.26	56,865	A	80.0	8
農道整備事業△工区	R6.6.18	3,564	C	85.0	4
				工事成績点の平均 (小数点第2位 切り捨て)	個別評点の合計
				成績点(平均－65)	受注点
				17.5	24

ウ. ア及びイにより得られた点数に、同一の工事種類の最高点数者を加点上限とするための計算式を用いて加点点数を算出する。

県工事成績の加点上限は、「成績点」が100点（建築一式工事、管工事については50点）、「受注点」が100点とし、最高点数者がこの上限点数となるよう以下の計算式を用いてそれぞれの加点点数を算出します。

$$\begin{array}{c} \text{各業者の} \\ \text{成績点} \\ \text{又は} \\ \text{受注点} \end{array} \times \frac{100\text{点(上限点数※)}}{\text{全業者を通しての最高点}} = \text{実際の加点点数}$$

※ 建築一式工事・管工事は50点

※例えば、前ページに記載した具体例における加点点数は…

○ 成績点：17.5点（＝（84+81+80+85）÷4－65）

○ 受注点：24点（＝6+6+8+4）

…であって仮に全業者を通しての最高点が

成績点：26.0点

受注点：230点 であった場合

【成績点】

$$17.5 \times 100 \div \underline{26.0} = \boxed{67\text{点}} \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

↑

全業者を通しての最高点（例）

【受注点】

$$24 \times 100 \div \underline{230} = \boxed{10\text{点}} \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

↑

全業者を通しての最高点（例）

$$67\text{点} + 10\text{点} = \boxed{77\text{点}} \quad \leftarrow \text{実際に加点される点数}$$

② 技術力・経営力による評価

技術者の在籍状況

令和7年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍している有資格技術者の、資格の種類および在籍人数に応じて評価点数を加点します。（過去に1年以上の在籍期間があったとしても、R7.9.30の時点で在籍していなければ加点されません。）

土木一式	建築一式	電 気	管	ほ 装	点 数
7点加点対象者のうち、監理技術者資格者証及び同講習修了証 （R7.9.30時点で有効なものに限る）を保有している者					8
1 級土木施工管理技士	1 級建築施工管理技士	1 級電気工事施工管理技士	1 級管工事施工管理技士	1 級舗装施工管理技術者	7
1 級建設機械施工管理技士	1 級建築士	第 1 種電気工事士	1 級技能士		
技術士		技術士	技術士		
1 級土木施工管理技士補	1 級建築施工管理技士補	1 級電気工事施工管理技士補	1 級管工事施工管理技士補		5
1 級建設機械施工管理技士補					3
2 級土木施工管理技士(土木)	2 級建築施工管理技士(建築)	2 級電気工事施工管理技士	2 級管工事施工管理技士	2 級舗装施工管理技術者	
2 級建設機械施工管理技士	2 級建築士	第 2 種電気工事士	給水装置工事主任技術者		
		電気主任技術者	2 級技能士		
		建築設備士	建築設備士		
		1 級計装士	1 級計装士		

- 注意** ① 各業種に対応する技術士の各部門・各科目、及び管工事の技能士の検定業種は、建設業法における専任技術者の資格要件と同一です。
- ② 1級舗装施工管理技術者及び2級舗装施工管理技術者については、令和7年9月30日時点で有効なものに限ります。
- ③ 次の資格については、資格取得後に一定期間の実務経験が必要です。該当者については、経営事項審査申請において提出を求めている実務経験者名簿（経営事項審査用）を令和7年9月30日時点の状況で作成し、添付する必要があります。

実務経験1年以上

- ・建築設備士、1級計装士、給水装置主任技術者

実務経験3年以上

- ・第2種電気工事士、2級技能士

実務経験5年以上

- ・電気主任技術者

【技術者としての認定に必要な条件】 代表者はア・イにかかわらず加点できます。

ア. 法人または従業員5人以上の個人事業所の場合（社会保険の加入義務あり）

→ 政府管掌健康保険、組管掌健康保険の被保険者、建設国保等の国保組合の組合員（扶養家族は除く）であり、かつ、雇用開始年月日が令和6年10月1日以前の者であること。

※ 扶養家族や社会保険等の未加入者については、加点対象となりません。

※ 国民健康保険の加入者は、加点対象となりません。

イ. 従業員4人以下の個人事業所の場合

→ 専従者又は事業主から1年以上継続して源泉徴収を受けている者であること。

【在籍の確認のために必要な書類】

○ 社会保険の適用事業所

新規掲載者 社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近2年分

継続掲載者 社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近1年分

※ 70歳以上被用者については、社会保険標準報酬決定通知書の代わりに、厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせでも可です。

※ 後期高齢者医療制度への移行者については、源泉徴収票を提出ください。

○ 社会保険の非適用事業所

給与所得の源泉徴収票（令和6年分）の写し

【評価点数の上限】

最大130点まで

【注意事項】

○ 1人の技術者が同一業種の加点対象資格を複数持っていますが、点数の高い方の資格のみ加点します。

○ 1人の技術者が複数の業種の資格を持っている場合は、それぞれの業種において加点できます。

○ 代表者・役員を含みます。

女性技術者の在籍状況

令和7年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍している女性の有資格技術者の在籍人数に応じて評価点数を加点します。

技術者の資格要件、その他の認定に必要な条件は、「② 技術者の在籍状況」の要件と同じです。

【点数】 最大10点（1人当たり2点）

※ 「② 技術者の在籍状況」に上乗せでの加点となります。

研修会・講習会等の受講

令和7年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍している職員が、次の機関が実施する研修会・講習会等へ参加した場合、その実績に応じて加点します（申請時には、研修会等受講確認書（講座ごとに作成されたもの）又は氏名・受講年月日等が確認できる修了証等を提出）。

【点数】 最大10点（1人1講座当たり1点）

※ 「1人が10講座受講で10点」、「1講座を10人が受講して10点」のいずれの場合も可です。

【主催または実施主体】

（公財）宮崎県建設技術推進機構／（一財）宮崎県建築住宅センター

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構／（一社）宮崎県建設業協会

宮崎県職業能力開発協会／宮崎県管工事協同組合連合会

（一社）宮崎県建築業協会／宮崎県土木施工管理技士会／宮崎県森林土木協会

（一社）宮崎県建築士会／（一社）宮崎県建築士事務所協会

（一社）宮崎県電業協会／宮崎県舗装協会／宮崎県農村振興技術連盟

※ 上記以外の機関の研修会・講習会等は対象となりません。

※ 上記機関の下部団体（〇〇協会〇〇支部等）が開催した研修会等は対象となりません。

※ カルチャー講座等、趣味の範囲のものは対象となりません。

- ※ 添付された研修会等受講確認書の原本又は受講修了証の写しにて上記主催又は実施主体の明記がない場合には、加点されません。明記がない場合には、様式第8号を添付してください。
- ※ 県管理課が実施する建設業者研修会は対象となりません。

【対象となる者】

代表者・役員を含みます。事務職員でも可。

【在籍の確認のために必要な書類】

- 社会保険の適用事業所
社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近2年分
※ 70歳以上被用者については、社会保険標準報酬決定通知書の代わりに、厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせでも可です。
※ 後期高齢者医療制度への移行者については、源泉徴収票を提出ください。
- 社会保険の非適用事業所
給与所得の源泉徴収票（令和6年分）の写し

【対象となる期間】

令和5年10月1日～令和7年9月30日に受講したもの

建設業労働災害防止協会への加入

建設業労働災害防止協会への加入がある場合に5点を加点します（ただし、申請時に協会発行の会員証明書（原本）を提出した場合に限る）

建設機材の保有（舗装のみ）

令和7年9月30日の時点で、舗装工事用の建設機材を保有または長期リースしている場合、最大20点まで加点します。

対 象 機 種		点 数
アスファルトフィニッシャー		10点
※	マ カ ダ ム ロ ー ラ	左の3機種のうち いずれか2機種で 10点 1機種で 5点
	タ イ ヤ ロ ー ラ	
	モ ー タ グ レ ー ダ	

【注意事項】

- ※の3機種は、アスファルトフィニッシャーを保有又はリースしている者のみに加点します。
- 所有している場合は、売買契約書や譲渡証明書など、所有状況を確認できる書類の提出が必要です。
- リース契約の場合は、リース期間が3年以上でかつ、そのリース期間に令和7年9月30日が含まれていること。契約書の写しの提出が必要です。
- アスファルトフィニッシャーを除く※の3機種については、令和7年9月30日時点で有効な特定自主検査（過去1年以内）を受けていること。（特定自主検査記録表の写しの提出が必要）

③ 社会性による評価

若年者（35歳未満）の雇用状況

若年者（35歳未満）を令和7年9月30日の時点で、1年以上継続して雇用している場合、最大20点（1人あたり5点）まで加点します。（雇用保険被保険者でない者は評価されません。）

【在籍の確認のために必要な書類】

- 社会保険の適用事業所
社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近1年分
＋ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- 社会保険加入義務なし
給与所得の源泉徴収票（令和6年分）の写し
＋ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

【注意事項】

- 令和7年9月30日時点で35歳未満（35歳到達者は含みません）の者（平成2年10月1日以降に生まれた者）が対象となります。
- 事務職員でも可。
- 代表者・役員は対象となりません。

障がい者の雇用状況

- 令和7年6月1日の時点で、障がい者の法定雇用率を満たしていない場合は、▲10点とします。
- また、令和7年9月30日時点で雇用している障がい者1人につき、次の点数を最大20点まで加点します。ただし、雇用義務のある場合については、法定の雇用障がい者数を超える障がい者についてのみ、加点します。

例）法定雇用義務1人のところ、3人雇用している場合は、2名が加点対象となります。

雇用期間	1年以上	6月以上1年未満
加 点	5点	3点

【在籍の確認のために必要な書類】

- 社会保険の適用事業所
社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近1年分
＋ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
※ 70歳以上被用者については、社会保険標準報酬決定通知書の代わりに、厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせでも可です。
※ 後期高齢者医療制度への移行者については、源泉徴収票を提出ください。
- 社会保険加入義務なし
給与所得の源泉徴収票（令和6年分）の写し
＋ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

【注意事項】

- 令和7年4月1日以前に、障害者手帳の交付を受けていることが必要です。（申請時には、本人同意の上で、写しの提出が必要）
※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも可。
- 雇用期間は、雇用保険の資格取得日から起算するものとします。
- 代表者・役員は対象となりません。

【参考：障がい者の雇用義務について】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定規模以上の会社は、一定の割合の障がい者を雇用する義務があります。

一般に民間企業の場合、法定雇用率は2.5%です。

例えば、従業員数40.0人の事業所では、

$40.0 \text{人} \times 2.5\% = 1 \text{人}$ の雇用義務が生じます。

ただし、一部の業種では、算定基礎となる従業員数に対する一定の割合の控除が認められています。この割合を除外率といい、**建設業の場合は10%**です。

44.5人（常勤労働者数＋短時間労働者数×0.5）の事業所を例に計算すると、

$\{44.5 \text{人} - (44.5 \times 10\%) \} \times 2.5\% = 1.00125 \rightarrow 1 \text{人}$ となります。

すなわち、障がい者の雇用義務が発生する会社の規模は、**一般の民間企業では従業員40人以上、建設業では従業員44.5人以上となりますが**、詳しくはお近くの公共職業安定所（ハローワーク）までお尋ねください。

※ 令和6年4月から法定雇用率が、令和7年4月から控除率が改正されています。

表彰受賞経歴

令和5年10月1日から令和7年9月30日までに、会社として、次の表彰・顕彰等を受けた場合、最大10点（1件あたり5点）まで加点します。（申請時には、表彰状等の写しが必要です）

対象となる表彰	表彰者
建設雇用改善優良事業所表彰	厚生労働大臣・知事
中小企業退職金共済制度普及協力表彰	(独)勤労者退職金共済機構理事長
建設業退職金共済制度普及協力表彰	(独)勤労者退職金共済機構理事長
建設工事等指定統計調査表彰	国土交通大臣
経営合理化等表彰	(一社)全国建設業協会会長
職場安全等表彰	宮崎労働局長
労働災害防止活動表彰	建設業労働災害防止協会会長
電気保安功労者表彰	経済産業大臣
地域環境保全功労者表彰	知事
交通安全功労者表彰	知事
交通安全表彰	県警察本部長(※署長等は対象外) 九州管区警察局局长、警察庁長官
赤十字事業感謝状	日本赤十字社社長(※支部長等は対象外) 厚生労働大臣

※ 上記以外の表彰等は加点対象となりません。

快適トイレ設置工事の実績

令和5年4月1日から令和7年3月31日までに引き渡しを終えた県発注工事において、快適トイレ設置工事を実施した実績が1つでもある場合、5点を加点します。

※ 2つ以上該当があっても5点です。

※ 快適トイレ設置工事に該当するか否かは、当該工事の発注機関にお問い合わせください（発注機関による証明書等は必要ありません）。

地域貢献

以下のとおり実施した県内地域貢献活動等に対して、全体で最大50点まで加点します。

◎国、県、市町村または公益目的を有する団体等が主催する地域貢献活動への参加 または、建設業者が独自に実施した地域貢献活動

(令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間)

参加回数 × 1点 (※最大10点まで。ただし、独自活動については2回まで。)

- 「公益目的を有する団体」とは、公益を目的とした事業を実施する団体で、法令に基づき設立された団体及び建設業に関連のある任意団体とします。
- 評価の対象となるのは無償のボランティア活動です。
- 実施主体からの参加要請を受けて、会社として対応した活動に限ります（代表者や職員が個人的に実施・参加した活動は対象外）。

(活動例)

例) 道路愛護月間／河川愛護月間／海の日関連行事／協会青年部等が実施する行事、ボランティア活動
おたすけハウス協力／〇△□キャンペーンへの協賛(無料点検の実施、PR活動への参加等)
インターシップ(就業体験)の受け入れ／土木の日イベントへの参加／建築パトロール／道路パトロール
交通安全パトロールへの協力／学校行事への参加・協力／災害時の道路・河川パトロール(無償)
災害時の応急業務・草木等の撤去(無償) など

※ 建設業者が独自に実施した地域貢献活動については、2回までです。
(対象は活動であり、単なる寄付行為は該当しません。)

◎特定家畜伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）の防疫活動に関する協定の締結状況 および家畜防疫作業の従事状況（令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間）

家畜防疫に関する協定を県と締結している団体に所属している場合 2点

- 令和7年9月30日時点で協定を締結している団体が対象となります。
- 上記の団体に、令和7年9月30日時点で、1年以上継続して所属（加入）している必要があります。

家畜防疫作業に従事した日数に応じ、最大8点

- 令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間に、県または市町村の要請に応じ、家畜防疫作業に従事した日数により次のとおり評価の対象とします。
- 防疫作業の従事は、有償・無償にかかわらず評価の対象とします。

従事日数	1～4日	5～9日	10～19日	20日以上
加 点	2点	4点	6点	8点

◎災害時の応急対策業務に関する協定（防災協定）の締結状況

および応急対策業務の実施状況（令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間）

防災協定を県と締結している団体に所属している場合 5点

- 令和7年9月30日時点で協定を締結している団体が対象となります。
- 上記の団体に、令和7年9月30日時点で、1年以上継続して所属（加入）している必要があります。

公共土木施設に係る防災協定に基づき広域的な協力体制を整備している場合 5点

（土木一式 または 舗装のみ）

- 県管理の公共土木施設に係る防災協定に基づいて、広域的な協力体制を整備している団体が対象となります。
- 令和7年9月30日時点で協定を締結している団体が対象となります。
- 上記の団体に、令和7年9月30日時点で、1年以上継続して所属（加入）している必要があります。
- 協定に基づき実施されることになる応急対策業務の内容に応じて、土木一式工事または舗装工事に加点されます。

防災協定に基づき、公共土木施設に係る応急対策を実施した場合 一律5点

- 令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間に、県との防災協定に基づき、県管理の公共土木施設に係る応急対策業務を実施した実績が1回以上あった場合に対象となります。

◎地域総合メンテナンス業務の委託契約締結状況および履行実績

（土木一式 または 舗装のみ）

（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間）

地域総合メンテナンス業務の委託契約を締結している場合 5点

- 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に締結した県が発注する地域総合メンテナンス業務の委託契約が対象となります。
- 地域維持型建設共同企業体として委託契約を締結している場合は、その構成員が対象となります。

地域総合メンテナンス業務の履行実績に応じ、最大10点

- 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、地域総合メンテナンス業に包括される業務種別（除草業務を除く。）ごとに履行した実績があった場合、それぞれの業務種別ごとの実績を1件とし、5か年度の履行実績の合計により次のとおり評価の対象とします。
- 履行実績には、県の指示により待機を行った場合も含まれます。

履行実績	1～2件	3～4件	5～6件	7～10件	11件以上
加 点	2点	4点	6点	8点	10点

◎消防団員に任命されている者が在籍している場合

在籍者数 × 2点 (※最大20点まで)

※令和7年9月30日時点で在籍していることが必要です。

※市町村の証明書が必要です。

※代表者・役員を含みます。

在籍の確認のために必要な書類

- 社会保険加入義務あり
社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近1年分
- 社会保険加入義務なし
給与所得の源泉徴収票（令和6年分）の写し

不当要求防止責任者講習の受講

- (公財)宮崎県暴力追放センターが実施する不当要求防止責任者講習を令和7年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍している職員(代表者・役員を含みます。)が受講した場合5点を加点します。

(申請時には、受講修了証の写し及び保険証等の写しを提出)

- ※ 令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間に受講したものが対象となります。
- ※ 事業所内において暴力団対応の責任者となる者であれば、誰が受講しても加点の対象となります。
- ※ 受講修了証の事業所名が申請者と異なる場合、加点となりません。
- ※ 対象期間内に複数回受講しても一律5点となります。

【在籍の確認のために必要な書類】

- 社会保険の適用事業所
社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近2年分
※ 70歳以上被用者については、社会保険標準報酬決定通知書の代わりに、厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせでも可です。
※ 後期高齢者医療制度への移行者については、源泉徴収票を提出ください。
- 社会保険の非適用事業所
給与所得の源泉徴収票（令和6年分）の写し

【不当要求防止責任者講習とは】

暴対法第14条の規定に基づき(公財)宮崎県暴力追放センターが実施する暴力団からの不当要求防止に関する講習のことです。

受講するためには、先ず事務所で「不当要求防止責任者」を選任し、管轄の警察署へ届け出る必要があります。(届け出後にセンターより受講案内が届きます。)

詳しくは、警察本部又は管轄の各警察署へご相談ください。

警察本部・各警察署	担当課
宮崎県警察本部	刑事部組織犯罪対策課 (暴力団排除係)
宮崎北・宮崎南・都城・日向・延岡警察署	刑事第二課
日南・小林・高鍋警察署	刑事課
串間・えびの・高岡・西都・高千穂警察署	刑事生活安全課

④ ペナルティ

○ 県の入札参加資格停止歴

令和6年3月1日から令和8年2月28日までの間に入札参加資格（指名停止）通知を受けた場合、その期間に応じて、次のとおり減点します。

入札参加資格停止月数	×	▲20点
------------	---	------

※同一の事案について、入札参加資格停止および建設業法に基づく監督処分等が併せて行われた場合には、減点の大きい方の点数で減算します。

○ 建設業法に基づく監督処分等歴

令和6年3月1日から令和8年2月28日までの間に建設業法に基づく監督処分通知を受けた場合、その回数に応じて、次のとおり減点します。

【建設業法に基づく監督処分】

- 指示処分 1回につき ▲20点
- 営業停止処分 1回につき ▲30点
- 一部業種に係る許可の取消処分
 1回につき ▲40点

【建設業法第41条に基づく文書による指導および勧告】

1回につき ▲10点

※同一の事案について、入札参加資格停止および建設業法に基づく監督処分等が併せて行われた場合には、減点の大きい方の点数で減算します。

○ 県の入札参加資格取消

令和4年4月以降、虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかとなり、資格の認定を取り消された場合は、次のとおり減点します。

入札参加資格取消	▲240点
----------	-------

※ さらに、資格を取り消された名簿掲載期間中に受注した県工事については、加点（県工事の工事成績）の対象外となります。

3 等級要件

○ 技術者要件

一部業種では、特A、A、Bに格付けされるにあたっては、**令和7年9月30日の時点で、3か月以上継続して在籍する有資格技術者の数**が次の要件を満たしていることが必要です。

要件を満たさない場合、直近下位に格付けします。

なお、1級施工管理技士補は1級相当技術者とはなりません。

	特A	A	B
土木一式	7名以上 (うち1級相当が4名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)	
建築一式	5名以上 (うち1級相当が2名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)	
電気		2名以上 (うち1級相当が1名以上)	
管		2名以上 (うち1級相当が1名以上)	
舗装		4名以上 (うち1級相当が2名以上)	2名以上

※ 「② 技術者の在籍状況」で技術者数がこの要件を満たさない場合のみ、3か月以上1年未満継続して在籍する技術者を確認します。

※ 3か月以上1年未満の在籍の確認のために以下の書類を提出ください。

○ 社会保険の適用事業所

社会保険標準報酬決定通知書の写し 直近1年分

＋ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

※ 70歳以上被用者については、社会保険標準報酬決定通知書の代わりに、厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせでも可です。

※ 後期高齢者医療制度への移行者については、源泉徴収票を提出ください。

○ 社会保険加入義務なし

給与所得の源泉徴収票（令和6年分）の写し

＋ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

○ 完工高要件

経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書において、完成工事高（工事施工実績）がない業種については、最下級に格付けすることとなります。

令和6年8月1日から令和7年7月31日の間を基準決算日として受審している経営事項審査において、平均完成工事高が“0円”である業種については、最下級に格付けします。
（平均完成工事高には民間工事も含まれます。）

○ 特定建設業許可要件

○ 土木一式工事における特A級

○ 建築一式工事における特A級およびA級

に格付けされるためには、**令和8年2月28日時点**で、特定建設業の許可を受けていることが必要です（上記該当業種についてのみで可）。特定の許可を受けていない業者は、土木一式はA級、建築一式はB級に格付けします。

○ 昇降級要件

- 新規申請（令和4年4月の定期認定以降、当該業種について1度も資格認定を受けていない者を含む）の場合は、総合数値にかかわらず、当該業種の最下級に格付けします。
- R6・7年度認定（R6・7年度に認定を受けていない場合はR4・5年度）における等級区分に対して、今回2等級以上昇級する場合は、1等級の昇級にとどめます。
- 令和6年3月1日から令和8年2月28日までの間に建設業法に基づく監督処分通知を受けたものにあつては、総合数値にかかわらず、昇級を行いません。

○ 残留措置制度（土木一式のみ）

- 地域インフラの担い手、災害時の守り手の確保等の観点から、令和6・7年度認定の格付け等級より上位等級に昇級する場合に、現行の格付け等級に留まることができる制度（残留措置）を導入します。
- 残留措置の適用を希望する場合は、入札参加資格申請時にあわせて申請を行う必要があります。入札参加資格申請書の提出した後に、残留措置の適用を申請することはできません。また、残留措置の適用を申請した後、その取下げはできませんので注意してください。

4 その他

○ 合併加算

令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間に、次の要件をすべて満たす合併または営業譲渡が行われた場合、（存続会社の）経営事項評価数値の10%を総合数値に加点します（100点を上限とします）。

※ただし、合併後の経審を受けていることが必要です。

ア．宮崎県内に主たる営業所があり、合併時点で2年以上、宮崎県の入札参加資格の認定を受けている建設業者間での合併または営業譲渡であること。

イ．合併または営業譲渡している者の一方が、建設業許可を全部廃業していること

【注意事項】

- ・合併日以前の2年間に、出資比率20%以上の資本関係があった建設業者間での合併は対象としません。
- ・個人と法人との合併は対象となりません。

○ 経常JVの取扱い

令和8・9年度の入札参加資格申請においても引き続き、

経常JVと企業単体での同時登録は認めない

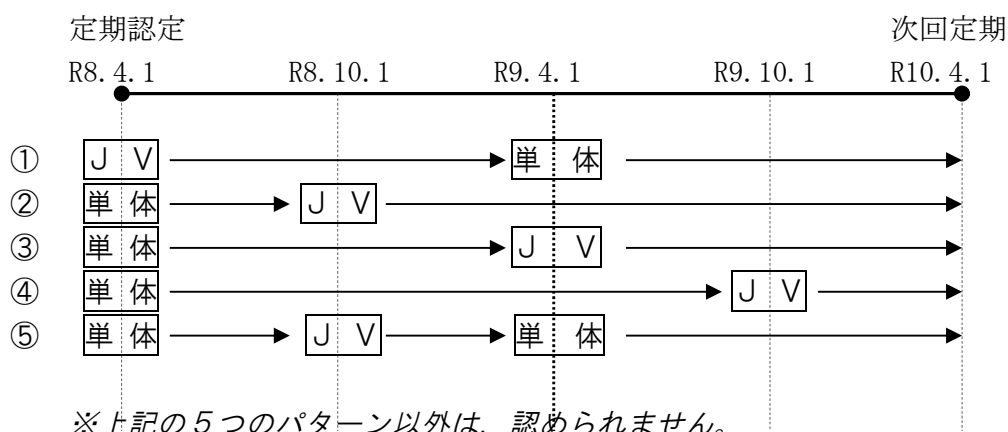
こととします。

また、それぞれのランクの構成員数に組み込みます。

経常JVの構成員となった場合は、その企業単体での登録は認められませんので、2年間はJVでしか入札に参加することができません。いったんJVで登録を受けると、期間の途中で構成員を組み合わせることはできません（経常JVの対象外の業種は単体での登録ができます）。

さらに、認定期間の中間の追加認定時（具体的には令和9年4月1日）を除き、期間の途中で当該JVを解散後、企業単体で追加の資格認定を受けることもできません。

解散後、他の企業とJVを結成することも同様にできません。（ただし、パートナーの倒産・廃業の場合は除く）



經常JVでの申請を行うにあたっては、当該JVにおける経営事項評価数値として算定された数値の10%を加算（100点を上限とする）して、総合数値とします。

重要

ただし、この加算を得るためには、構成員による合併計画を明らかにした書面（次回の定期認定時までには合併契約を締結する旨が記載されたもの）の提出を求めます。

この書面の提出がない場合には加算は行いません。また、次回の定期認定時に同じ經常JVで提出があった場合で、合併が行われていなかった場合には、次回認定での加算は行いません。他の構成員とともに新たな經常JVとして申請がなされた場合も同様に加算しません。